

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 中高年雇用で奨励金

**Q** : 中高年を雇い入れることで受給できる奨励金があるそうですが、どのような制度でしょうか。

**A** : 緊急雇用創出特別奨励金制度です。

### 【解説】

緊急雇用創出特別奨励金は、解雇、倒産等非自発的な理由で失業を余儀なくされた中高年齢者等を雇い入れる場合に事業主に対して支給されるもので、完全失業率が一定の水準に達した場合に、全国又は地域ブロックにおいて発動されます。具体的には、①全国において単月における完全失業率（季節調整値）が5.0%以上となる場合、②地域ブロックにおいて連続する2・四半期の完全失業率の平均値が5.4%を超える場合に発動されます。

今年7月の完全失業率が5.0%となったため、今年8月29日から来年3月1日までの期間、全国発動となりました。

支給対象となるのは、①雇用保険の適用事業の事業主であること、②45歳以上60歳未満の求職者（事業主都合により離職したものと及び公共職業安定所の受講指示又は受講推薦による公共職業訓練等の受講者）を雇い入れるものであること、③公共職業安定所又は一定の民営職業紹介機関の紹介により雇い入れるものであること、その他一定の要件を満たしている場合に、事業主に対して支給されます。

支給金額は、対象労働者1人につき30万円で、対象労働者を雇い入れた日より1か月を経過する日から起算して1か月以内に、各都道府県高年齢者雇用開発協会に申請します。

